

観光産業再生促進事業

事業目的・背景・課題

- 観光産業の中核である宿泊業は、これまで地域における観光需要の受け皿としての役割を果たしてきたところであるが、コロナ禍で増加した債務の返済に行き詰まることで、本来その宿泊施設が有する魅力を十分に発揮することができず、今後、倒産・廃業に至る宿泊事業者が増加するおそれがある。
- この点、現在でも公的な支援制度があるが、宿泊業の運営面に関する専門的なサポートは限られており、また、宿泊業に特化した事業再生のモデルも十分に整備・共有されていない。
- そこで、債務を抱えつつも再生能力があると見込まれる宿泊事業者に対し、他の公的な支援制度とも連携し、宿泊業の再生ノウハウを集約したガイドラインを作成し、これを広く共有していくことで、宿泊事業者の再生機会の拡大を図ることが必要である。

事業内容・事業イメージ

①宿泊業の再生モデル事例の創出及びガイドラインの策定・周知

- ・中小企業活性化協議会等の公的な支援制度と連携し、経営状況が悪化しているものの事業再生の見込みのある宿泊事業者を選定し、宿泊業に精通したコンサル事業者の派遣・アドバイスの下、宿泊業に特化した事業再生の**アクションプラン**（原価計算に基づくサービス水準の決定、従業員の活用方法等）を策定。

- ・再生モデル事例より得られたノウハウを収集の上、**ガイドライン**を策定し、幅広く宿泊事業者や金融機関等の関係者に共有。

②再生に必要なシステム、備品及び設備の改善

- ・①のアクションプランと連動した、選定された宿泊事業者が再生を図る上で必要となる**システム、備品及び設備の改善費用を支援**。

（例）軒先の補修、客室・ロビーの改善、PMSの導入 等



事業スキーム

- ・事業形態：①直轄事業 ②間接補助事業（上限700万円、補助率2/3）
- ・補助対象・請負先：①民間事業者 ②国→民間事業者（事務局）→宿泊事業者